

予防接種法施行令の一部を改正する政令案の概要について

1 改正の概要

高齢者の肺炎球菌感染症については、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 247 号。以下「一部改正令」という。）附則第 2 項及び第 3 項に基づき、平成 26 年 10 月から定期接種の対象疾病として追加され、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳になる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、5 年間の経過措置として、平成 27 年 4 月 1 日時点における 66 歳以上の者が予防接種を受ける機会を設けている。

今般、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論を踏まえ、引き続き予防接種を受ける機会を確保するため、当該経過措置に引き続く 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間）の時限措置として、平成 31 年度から平成 35 年度までの間は、各当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、さらに平成 31 年度中においては、平成 30 年度末に 100 歳以上の者に対し、肺炎球菌感染症に係る定期接種を行う。

2 施行期日

公布の日